

台東区内  
各医療機関御中

台東区保健所長 矢内 真理子  
(公印省略)

中国における鳥インフルエンザA (H7N9) の患者発生に伴い  
報告を依頼した「感染が疑われる患者」に関する検査等について

平素より区の感染症対策に御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

先般、中国において鳥インフルエンザA (H7N9) に感染した患者が発生したことに伴い、厚生労働省から、当該ウイルスに感染したことが疑われ別記の報告要件に該当する患者（以下「要報告例」という。）について、医療機関からの報告を依頼する旨の通知が発出され、要報告例の患者を診察した際の保健所への報告をいただくようお願いさせていただきました。

このたび、厚生労働省より別記のとおり事務連絡がありましたことから、要報告例の患者に関するウイルス遺伝子検査を実施する場合の手続等に関しては、下記のとおり行うことといたしますので、御協力の程お願い申し上げます。

なお、本件検査は、患者又は保護者の同意のもとに実施するものとなりますので、念のため申し添えます。

#### 記

#### 1 ウイルス遺伝子検査を実施する場合の流れ

- (1) 各医療機関から所在地を所管する保健所（感染症担当部門）に要報告例について報告。
- (2) 保健所において報告要件に該当するかを確認。
- (3) 保健所と都（感染症対策課）において協議の上、ウイルス遺伝子検査の実施を決定。
- (4) 保健所から医療機関にウイルス遺伝子検査の実施の有無について連絡。
- (5) 医療機関は「鳥インフルエンザA (H7N9) 要報告例連絡票（発生届）」を作成し、保健所に提出。（書類の作成方法等については保健所に確認のこと）
- (6) 患者検体（咽頭拭い液）を採取し、保健所を通じて東京都健康安全研究センターに搬入。
- (7) 東京都健康安全研究センターでウイルス遺伝子検査を実施。
- (8) 保健所を通じ医療機関に検査結果伝達。

※ 検体の搬入時間帯によっては、翌日の結果伝達になります。

#### 2 検査結果陽性の場合の対応

- (1) インフルエンザA (H7N9) 陽性の結果となった場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、「感染症発生届」を保健所に提出いただくこととなります。（届出様式等については保健所に確認のこと）
- (2) 患者の状況に応じて、感染症指定医療機関への転院を検討いただくこととなります。

(問い合わせ先)

台東区保健所保健予防課  
感染症対策担当 小林 松山  
電話 03 (3847) 9476  
FAX 03 (3841) 4325

## 別記

### 鳥インフルエンザA（H7N9）への感染が疑われる症例（要報告例）

#### 1 情報提供を求める患者の要件（報告要件）

以下の要件に全て該当する患者。ただし、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合を除く。

- (1) 38度以上の発熱と急性呼吸器症状を呈している患者
- (2) 臨床的又は放射線学的に肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われる者
- (3) 発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者

※ 報告要件に該当することをもって直ちに感染症指定医療機関への入院等の法的な対応が必要となる疾患となるものではありません。

#### 2 報告方法等

- (1) 各医療機関の所在地を所管する保健所（感染症担当部門）まで御連絡ください。
- (2) 夜間・休日において緊急に保健所への報告が必要な場合には、東京都保健医療情報センター（ひまわり）を通じ、保健所の感染症担当者まで御連絡ください。  
（医療機関専用 03-5272-0326）

#### 3 その他

保健所に御連絡をいただいた事例につきましては、都を通じ厚生労働省へ報告をいたしますので御承知おきください。